

時代の先へ。ひとりのそばへ。



第95期 定時株主総会招集ご通知

日 時 2019年6月26日(水曜日) 午前10時

場 所 名古屋市東区東桜二丁目6番30号
東桜会館

(裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

招集ご通知がスマホでも！



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/9502/>



目 次

第95期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告書	31
株主総会参考書類(議案および参考事項)	34

中部電力株式会社

2019年6月4日

株 主 各 位

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役
会 長 水 野 明 久

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

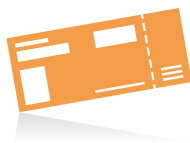
さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(34頁から62頁まで)をご検討くださいますようお願い申し上げます。
2019年6月25日(火曜日)午後5時40分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使について

当日ご出席
される方へ



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

書面の郵送により
議決権を
行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**上記の行使期限**までに到着するよう折り返しご送付ください。

インターネット等
により議決権を
行使される方へ



「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」(3・4頁)をご参照のうえ、**上記の行使期限**までにご送信ください。

1 日	時	2019年6月26日（水曜日）午前10時
2 場	所	名古屋市東区東桜二丁目6番30号 ひがしざくら 東桜会館
3 目 的 事 項	報告事項	(1) 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 く 会社提案（第1号議案から第6号議案まで） 第 1 号議案 剰余金の配当の件 第 2 号議案 吸収分割契約承認の件 第 3 号議案 定款一部変更の件 第 4 号議案 取締役12名選任の件 第 5 号議案 監査役 2 名選任の件 第 6 号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 く 株主（89名）からのご提案（第7号議案から第9号議案まで） 第 7 号議案 定款一部変更の件（1） 第 8 号議案 定款一部変更の件（2） 第 9 号議案 定款一部変更の件（3）
4 招集にあたっての決定事項等		(1) 議決権の代理行使 代理人の資格、数につきましては、議決権を有する当社の他の株主さま1名とさせていただきます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。 (2) 議決権の不統一行使の通知方法 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。 (3) インターネット開示 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、当社ホームページ（http://www.chuden.co.jp/corporate/ir/ir_sokai/index.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が各監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。 ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」 ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」 ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 (4) 株主総会参考書類などを修正した場合の周知方法 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項について、当社ホームページ（http://www.chuden.co.jp/）の「重要なお知らせ」に掲載いたします。

以 上

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

行使期限：2019年6月25日（火曜日）午後5時40分まで

NEW

「QRコード行使」による方法

オススメ

中部電力株式会社 御中 議決権行使書

議決権の数 〇股

敬告日現在のご所有株式数 〇株

お 願 い

○本組合にご出席の際は、議決権行使書用紙を複数用紙に入力する等いただいたことを前提として、その部分を切り離す前に、お預かりいただく必要があります。

○本組合にご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により、2019年6月25日（火曜日）午後5時40分まで、議決権を行使することができます。

① 議決権行使書用紙の裏面に記載するQRコードを読み取り、この投票用紙を提出する旨を、議決権行使サイト（www.chuden.co.jp/e-voting）の「ログインID・仮パスワード」を入力することにより、インターネット上で投票することができます。

② 紙上投票および電子投票において、この投票用紙を提出することにより、インターネット上で投票することができます。

③ 紙上投票および電子投票において、この投票用紙を提出することにより、インターネット上で投票することができます。

（ご留意）1. 紙上からの投票につきましては、当該取締役はそのいずれにも反対しております。株主からのご投票に賛成の場合は賛成、反対の場合は反対とご表示願います。

2. 各議案につき賛否の表示がない場合は、会社経営については賛、株主からの投票については賛の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

中部電力株式会社

ログインID
仮パスワード

見本

中部電力株式会社

カンタンになりました！



スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ることで、「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、ログインすることができます。

※QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

機関投資家の方へ

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

①議決権行使サイトにアクセスする

【議決権行使サイト】 <https://evote.tr.mufg.jp/>

②議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力する

ログインID、パスワードをご入力の際は、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - - (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力の際は、「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」を
クリック

③新しいパスワードを登録する

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

「送信」を
クリック

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

※午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

※インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによる議決権行使を複数回実施された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※株主さまのインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によってはご利用いただけない場合がございます。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【システムなどに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話（通話料無料）0120-173-027 [受付時間：午前9時から午後9時まで]

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2018年度のわが国経済は、個人消費の持ち直し、設備投資・生産の増加、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続きました。中部地域においても概ね同様の傾向にありました。

エネルギー事業を取り巻く環境は、電力・ガスの小売全面自由化に続き、2020年の送配電事業の法的分離など急激に変化しつつあります。

このような事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、当社は、より強靱な企業グループへの成長とエネルギー分野における収益拡大を目指し、本年4月に既存火力発電事業をJERAに統合いたしました。現在、送配電事業の法的分離に加え、「発電分離型の事業モデル」に向け販売事業の分社化の準備を進めております。

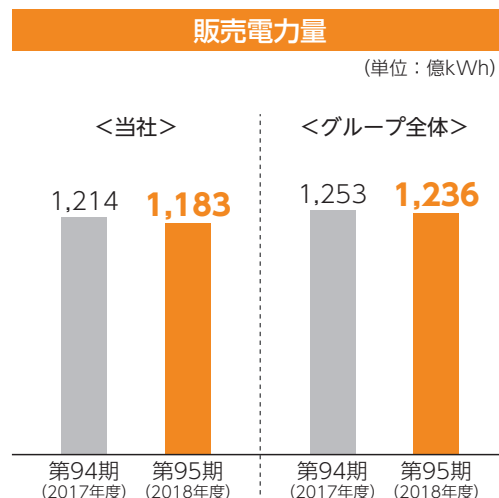
また、再生可能エネルギーの導入拡大を図りつつ、必要な予備力・調整力を確保し、中部エリアの電力の安定供給に努めてまいりました。

2018年度の当社の販売電力量は、中部エリア外での販売拡大はありましたが、競争の進展による他事業者への切り替えの影響などから、前年度に比べ2.6%減少し1,183億kWhとなりました。

なお、中部電力グループ全体の販売電力量は、1.4%減少し1,236億kWhとなりました。

供給面では、浜岡原子力発電所全号機が運転を停止しておりましたが、他の発電設備の定期点検時期の変更・工程短縮などの対策を行うことにより、安定的な電力の供給に努めました。

2018年9月に上陸した台風21号、24号では、強風による飛来物や倒木の影響により設備被害が広範囲にわたり発生しました。停電の解消までに時間を要することとなり、お客さまには大変なご迷惑をお掛けしました。



当社は、本災害における課題や改善点を検討し、今後の災害対策に活かすため、社内に非常災害対応検証委員会を設置し、設備復旧体制を強化するなどの取り組みをアクションプランとして取りまとめました。今後、同プランを確実に実施してまいります。

東京電力との燃料・火力発電分野における包括的アライアンスにつきましては、JERAにおけるスケールメリットを活かした事業展開により、着実に統合効果が生まれております。

なお、本年4月に既存火力発電事業をJERAに統合し、燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一連のバリューチェーンを確立いたしました。今後、この最適運用を図るとともに、一層の統合効果を発揮してまいります。

浜岡原子力発電所につきましては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでまいりましたが、原子力規制委員会が策定した新規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を進めるとともに、3・4号機について同委員会による適合性確認審査を受けております。4号機の設備対策の主な工事については概ね完了しておりますが、今後も、審査対応などにより必要となった追加の設備対策については、可能な限り早期に実施してまいります。

また、防災体制の整備や教育・訓練の充実を図るとともに、住民避難を含む緊急時対応の実効性向上に向けて、国・自治体との連携を一層強化しております。

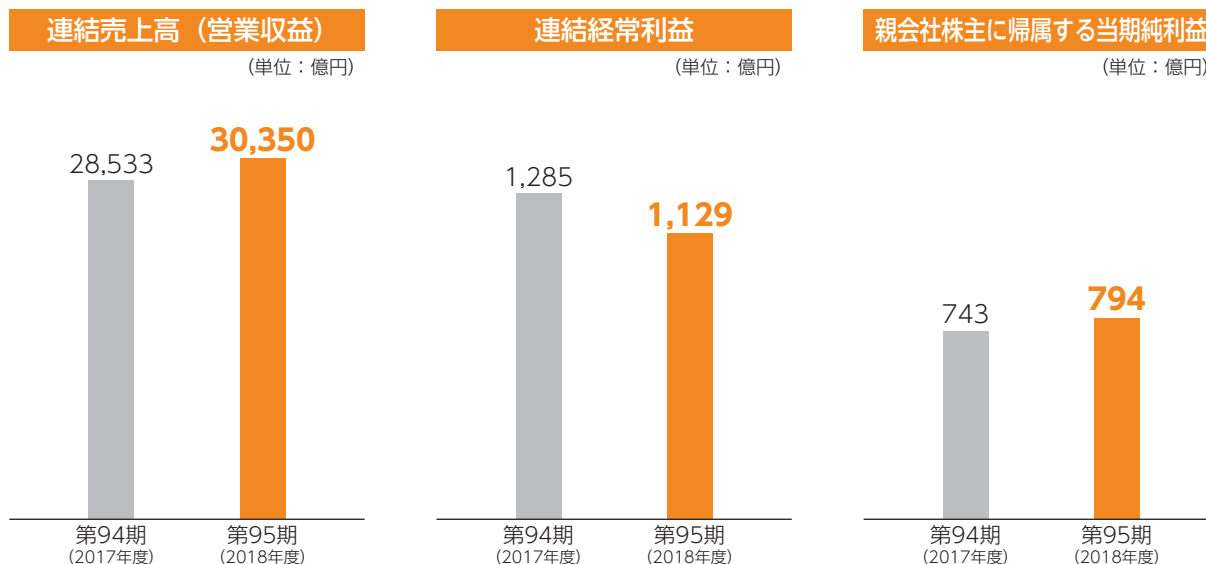
さらに、東京電力および北陸電力との間で締結している協定にもとづき、原子力安全向上に係る相互技術協力や事故収束活動支援の実効性を向上させる取り組みなどを進めております。

加えて、原子力安全向上会議や社外の有識者によるアドバイザリーボードを通じたガバナンスの強化を図るとともに、原子力に携わった専門家による浜岡原子力安全アドバイザリーボードを通じた現場における技術力向上やリスクマネジメントの強化を図るなど、原子力の安全性をより一層高める取り組みを継続的に進めております。

このような中、収支の状況につきましては、収益面では、販売電力量の減少はありましたが、燃料費調整額の増加などから、連結売上高（営業収益）は、前年度と比べ6.4%増加し3兆350億円、連結経常収益は、6.1%増加し3兆573億円となりました。一方、費用面では、グループを挙げた経営効率化に努めてまいりましたが、燃料価格の上昇に伴う燃料費の増加などから、連結経常費用は、7.0%増加し2兆9,444億円となりました。

これにより、連結経常利益は、12.1%減少し1,129億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、6.8%増加し794億円となりました。

この結果、燃料費調整制度による期ずれ影響を除いた連結経常利益は、1,630億円程度となり、中期目標（連結経常利益1,500億円以上）を達成しました。



カンパニー別の業績（内部取引消去前）につきましては、次のとおりであります。

① 発電

〔事業の内容〕

火力および再生可能エネルギーによる電力の供給

〔業績〕

売上高につきましては、燃料価格の上昇に伴う収入単価の上昇などから、前年度と比べ5.0%増加の1兆1,529億円となりました。

一方、営業費用は、燃料価格の上昇に伴う燃料費の増加などから、8.1%増加の1兆1,454億円となりました。

この結果、営業利益は80.5%減少の74億円となりました。

〔当年度の取り組み〕

<火力発電所の高効率化および環境への配慮>

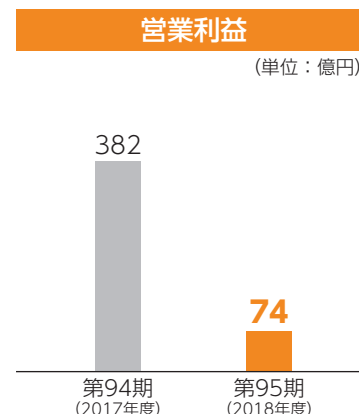
火力発電については、2018年4月に安価で安定的なベースロード電源となる高効率石炭火力発電設備の武豊火力発電所5号機の建設工事に着手しました。同号機は環境にも配慮した木質バイオマス燃料の混焼を計画しております。

なお、既存火力発電事業は本年4月からJERAに統合しております。

<再生可能エネルギーの推進>

再生可能エネルギーについては、CO₂排出量の削減に向けて、2018年5月に清内路水力発電所および当社初の木質バイオマス燃料専焼発電設備となる四日市火力発電所バイオマス発電設備の建設工事に着手するなど、コストダウンに努めながら開発を進めております。

また、既存水力発電所については、メンテナンス費用を削減しつつ、設備の改修や運用改善などによる電力量増加にも取り組んでおります。



② 電力ネットワーク

【事業の内容】

電力ネットワークサービスの提供

【業績】

2018年度の中部エリアの需要電力量は、半導体の生産増や夏季の気温が前年に比べ高めに推移したことによる冷房設備の稼働増はありましたが、冬季の気温が前年に比べ高めに推移したことによる暖房設備の稼働減などから、前年度に比べ0.1%減少し1,295億kWhとなりました。

売上高につきましては、需要電力量の減少はありましたが、再生可能エネルギー特別措置法にもとづく交付金の増加などから、前年度と比べ0.2%増加の7,464億円となりました。

一方、営業費用は、ベースコストの効率化に努めてまいりましたが、再生可能エネルギー特別措置法にもとづく買取費用の増加や台風21号、24号による設備被害の復旧費用を要したことなどから、0.6%増加の6,933億円となりました。

この結果、営業利益は4.0%減少の530億円となりました。

【当年度の取り組み】

<安定供給に向けた取り組み>

再生可能エネルギーの導入拡大に対応するため、接続可能量の増大に向けて電力系統の柔軟な設備形成・運用に取り組むとともに、中部エリアの安定供給に必要な予備力を確保しつつ火力・揚水発電などの調整力を活用することで需給安定に努めております。

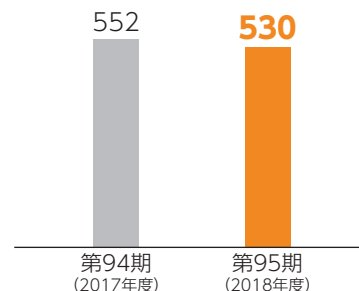
また、設備の保守・点検に万全を期しながら、今後増加する高経年設備の改修や他社との電力融通の拡大に向けた設備増強を着実に進めるなど、送配電網の安定化を図ることにより、安定供給に努めております。さらに、当年度の台風による広範囲の停電を踏まえ、設備復旧体制の強化、ホームページやアプリケーションなどを活用したお客さまへの情報発信の強化、自治体などとの連携強化に取り組んでおります。

<低廉な託送料金の実現>

需給構造の変化に応じた変圧器や送電線などの設備の適正化や、劣化状況に応じた改修時期の見極めなど、低廉な託送料金の実現に向けた取り組みを進めております。

営業利益

(単位：億円)



③ 販売

〔事業の内容〕

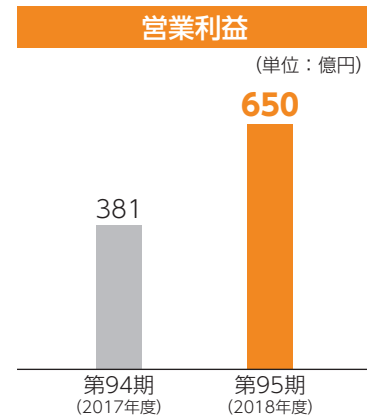
ガス＆パワーを中心とした総合エネルギーサービスの展開

〔業績〕

売上高につきましては、販売電力量の減少はありましたが、燃料費調整額の増加などから、前年度と比べ4.4%増加の2兆7,495億円となりました。

一方、営業費用は、燃料価格の上昇に伴う購入電力料の増加などから、3.4%増加の2兆6,845億円となりました。

この結果、営業利益は70.5%増加の650億円となりました。



〔当年度の取り組み〕

<ガス＆パワーの展開とサービスの拡大>

電力販売では、引き続き当社をお選びいただくため、新料金メニューをPRするとともに、お子さまの見守りサービスである「どこニャンGPS BoT」や手軽にエアコン等の家電を遠隔操作できる「こころモ」など、暮らしを便利で快適にするサービスを開始しました。中部エリアにおいては、新料金メニューに本年3月末時点で約164万件の申込みをいただいております。

ガス販売では、競争力のある料金メニューをご用意するとともに、万全の保安体制を構築して、積極的な事業展開をしております。2018年度の目標に掲げた20万件の申込みは2018年12月に達成し、本年3月末時点で約23万件の申込みをいただいております。

また、ご家庭や中小規模のビジネスのお客さまとの接点を増やすため、電力・ガス等の販売代理業務を行う中電エナジーサービスを本年2月に設立しました。

<首都圏を中心とした事業の拡大>

首都圏においては、電力・ガス等の販売を加速させるため、大阪ガスと2018年4月に設立したCDエナジーダイレクトをはじめとするさまざまな販売ルートを活用により、電力販売では本年3月末時点で約24万件の申込みをいただいております。また、2018年4月より関西エリアで電力販売を開始するなど、他エリアにおいても、販売活動を展開しております。

(2) 対処すべき課題

エネルギー事業を取り巻く環境は、電力・ガスの小売全面自由化に続き、2020年の送配電事業の法的分離など急激に変化しつつあります。一方、原子力発電については、他の電力会社において、新規制基準への適合性確認審査を経て再稼働した発電所もあるものの、依然としてわが国の原子力発電所の多くは運転停止が継続しております。

しかし、いかなる事業環境においても、「地球環境に配慮した、良質なエネルギーを安全・安価で安定的にお届けする」というエネルギー事業者としての使命は、これまでと変わるものではありません。

中部電力グループは、この変わらぬ使命の完遂に努めると同時に、新しい成長分野の事業化を加速し、時代の変化を見据えた新たな価値の創出に挑戦し続けることで、期待を超えるサービスを先駆けてお客さまへお届けするリーディングカンパニーとして、「一歩先を行く総合エネルギー企業グループ」を目指してまいります。

具体的には、次の4つの重点的な取り組みをグループ一丸となって実施してまいります。

- ① 浜岡原子力発電所における安全性のさらなる向上
- ② 新たな時代の安定供給
- ③ 成長に向けた事業基盤の強化と持続的な成長の実現
- ④ 新しい成長分野の事業化加速

① 浜岡原子力発電所における安全性のさらなる向上

浜岡原子力発電所3・4号機については、新規制基準を踏まえた安全性向上対策を着実に進めるとともに、同基準への適合性を早期に確認いただけるよう、社内体制を強化し確実な審査対応に努めてまいります。5号機については、海水流入事象に対する具体的な復旧方法の検討と並行して、適合性確認審査の申請に向けた準備を進めてまいります。

また、防災体制の整備や教育・訓練の充実を図るとともに、住民避難を含む緊急時対応の実効性向上に向けて、国・自治体との連携を一層強化してまいります。

今後も新規制基準への対応にとどまることなく、浜岡原子力発電所の安全性をより一層高める取り組みを継続的に行い、浜岡原子力発電所を重要な電源として引き続き活用するための準備を進めてまいります。

当社は、これらの取り組みについて、地域をはじめ社会のみなさまに丁寧にご説明するとともに、不安や疑問にしっかりと向き合うことで、一人でも多くの方にご理解をいただけるよう努めてまいります。

② 新たな時代の安定供給

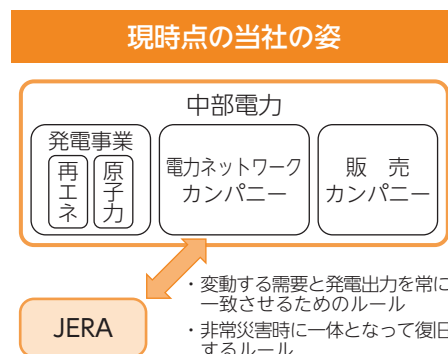
電気事業法で定められている2020年の送配電事業の法的分離にあたっては、発電と送配電が分社化することによって安定供給が損なわれることのないよう、発電側と送配電側が協調するルールが必要です。

当社では、本年4月の既存火力発電事業のJERAへの統合により、発電と送配電が既に分社化しており、両者が協調するルールを策定し運用を始めております。今後の送配電事業の法的分離に際しても、引き続き安定供給を果たすことができるよう万全を期してまいります。

電力ネットワークカンパニーにおいては、中部エリアの安定供給に必要な予備力・調整力を確保するとともに、中立性・公平性を確保しつつ、高い電力品質と低廉な託送料金が両立できるよう努めてまいります。また、再生可能エネルギーの接続可能量の増大に努めるとともに、天候等による発電出力の変動に適切に対応してまいります。

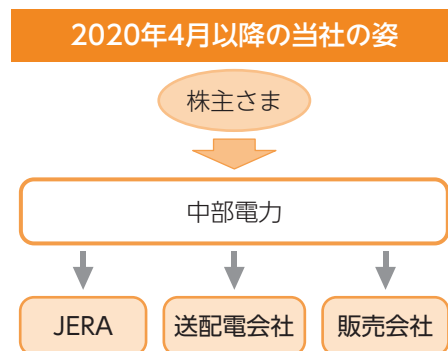
販売カンパニーにおいては、供給力を安定的に確保し、お客さまに良質なエネルギーサービスを実践にお届けしてまいります。

さらに、当社は、供給に関するレジリエンス（強靱性、回復力）を高める取り組みを着実に実施し、自然災害への備えを引き続き強化してまいります。



③ 成長に向けた事業基盤の強化と持続的な成長の実現

本年4月の既存火力発電事業のJERAへの統合に続き、2020年の送配電事業の法的分離、販売事業の分社化により「発電分離型の事業モデル」へ移行し、各事業会社が、それぞれの市場と向き合い自律的な取り組みを進めることで、より強靱な企業グループへの成長とエネルギー分野における収益拡大を目指してまいります。



販売カンパニーにおいては、競争力ある料金メニューや新たなサービスの創出、電力・ガスをワンストップでお届けするガス&パワーを積極的に展開してまいります。また、これまで築き上げてきたサービスや技術を根幹としつつ、さまざまなパートナーとの連携を通じ、そのノウハウや顧客基盤も活かしながら多様化するお客さまのニーズに応えてまいります。

再生可能エネルギーカンパニーにおいては、新たな目標として掲げた「2030年頃までに200万kW以上の新規開発」の達成に向けて開発を加速してまいります。

なお、JERAにおいては、国際エネルギー市場で競合他社と互角に戦うことができるグローバルなエネルギー企業体として、国際競争力のある電力・ガス等のエネルギー供給を安定的に行うとともに、中部電力グループの企業価値向上に貢献してまいります。

④ 新しい成長分野の事業化加速

当社は、さまざまなデータを活用し、個人の生活の質の向上を図るサービスや、複数の社会インフラをつなぎ進化させることによる地域へのサービスなど、先端技術を活用した「コミュニティサポートインフラ」の提供を新たな成長分野として確立し、お客さまにお届けできる「新たな価値の創出」に取り組んでまいります。

なお、本年4月には、事業創造本部を設置し、新たなビジネスモデルの実践を通じて事業化を加速してまいります。

当社は、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、コンプライアンス経営を徹底するとともに、良き企業市民としての社会的責任（CSR）を完遂してまいります。

また、中長期的な企業価値向上に向け、再生可能エネルギーの拡大等による低炭素社会の実現や、「新しいコミュニティの形」の提供による社会課題の解決、大規模災害時における事業継続など、ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を踏まえた事業経営を深化させてまいります。

今後とも、お客さまや株主・投資家のみなさまに信頼、選択されるよう努め、地域社会の発展にも貢献してまいります。

ご参考 当社グループのESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みについて

本事業報告で記載している当社グループのESGに関する取り組みにつきましては、「アニュアルレポート（Integrated Report）」にて開示しておりますので、ぜひご覧ください。なお、本年8月上旬頃に情報を更新する予定でございます。

当社ホームページ

「アニュアルレポート（Integrated Report）」

https://www.chuden.co.jp/corporate/csr/csr_report/index.html

中部電力 アニュアルレポート

検索



(3) 設備投資の状況

区 分	設備投資額
発 電	1,169億円
電力ネットワーク	1,146億円
販 売	172億円
そ の 他	846億円
内 部 取 引 消 去	△64億円
合 計	3,271億円

① 建設中の主要設備

[発電]

区 分	名 称	出 力
新 設	武豊火力発電所5号機	107万kW
新 設	四日市火力発電所 バイオマス発電設備	4.9万kW

(注) 1 武豊火力発電所5号機は、2019年4月1日付で株式会社JERAに承継されております。

2 四日市火力発電所バイオマス発電設備は、2019年4月1日付で四日市バイオマス発電所に名称を変更しております。

[電力ネットワーク]

区 分	名 称	容 量
新 設	静岡変電所	100万kVA
新 設	飛騨変換所	90万kW

② 廃止した主要設備

[発電]

尾鷲三田火力発電所1号機（出力37.5万kW）

尾鷲三田火力発電所3号機（出力50万kW）

四日市火力発電所3号機（出力22万kW）

(4) 資金調達の状況

① 社 債

発行額 340億円
(うち子会社の発行額140億円)
償還額 600億円

② 借入金

借入額 10,057億円
(うち子会社の借入額675億円)
返済額 6,039億円
(うち子会社の返済額638億円)

③ コマーシャル・ペーパー

発行額 4,340億円
償還額 4,340億円

(5) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2018年9月5日付で、株式会社日本エスコン株式を取得し、同社を持分法の適用範囲に含めております。

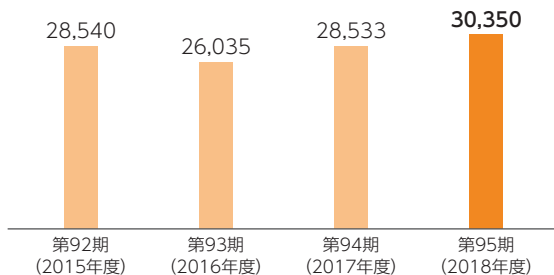
(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 92 期 2015年度	第 93 期 2016年度	第 94 期 2017年度	第 95 期 2018年度
売 上 高 (営 業 収 益)	28,540億円	26,035億円	28,533億円	30,350億円
経 常 利 益	2,556億円	1,214億円	1,285億円	1,129億円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,697億円	1,146億円	743億円	794億円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	224.15円	151.43円	98.24円	104.96円
総 資 産	55,382億円	54,114億円	55,294億円	59,875億円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度から適用しており、第92期から第94期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用しております。

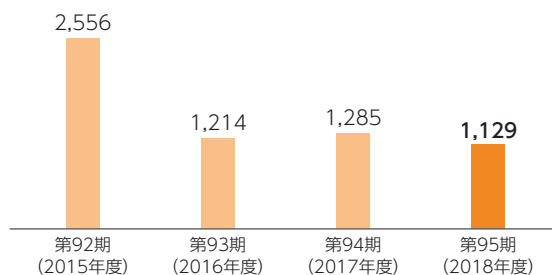
売上高（営業収益）

(単位：億円)



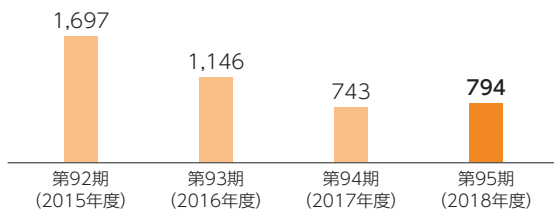
経常利益

(単位：億円)



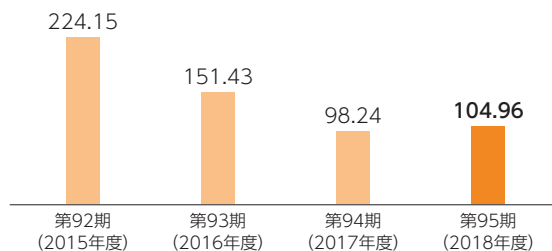
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



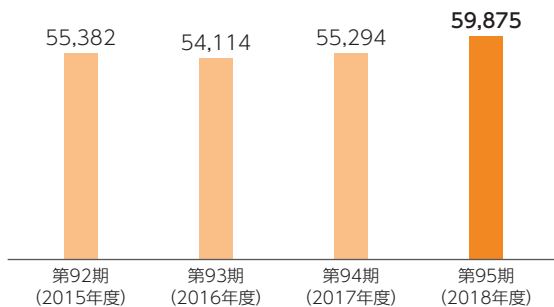
1株当たり当期純利益

(単位：円)



総 資 産

(単位：億円)



(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社トーエネック	76.8億円	50.0%	屋内線・配電線工事および電気通信工事
株式会社シーエナジー	76 億円	100.0%	液化天然ガスの販売およびエネルギー設備の設計・運転・メンテナンス等の総合エネルギー事業
株式会社シーテック	7.2億円	100.0%	送電線・変電所等の工事および電気通信工事
株式会社中部プラントサービス	2.4億円	100.0%	火力・原子力発電所の修保工事
株式会社テクノ中部	1.2億円	100.0%	発電関連設備の運転・保守・管理および環境関連事業
ダイヤモンドパワー株式会社	1.2億円	80.0%	小売電気事業
中電不動産株式会社	1 億円	100.0%	不動産の賃貸および管理
株式会社中電オートリース	1 億円	100.0%	自動車のリース・整備・修理および部品の販売
株式会社トーエネックサービス	1 億円	100.0%	配電設備工事周辺業務および電気工事等
株式会社中電シーティーアイ	1 億円	100.0%	情報処理サービスならびにソフトウェアの開発および保守
知多エル・エヌ・ジー株式会社	1 億円	95.0%	液化天然ガスの受入・貯蔵・気化および送り出しに関する業務
中部精機株式会社	0.6億円	81.8%	電気計器の製造・整備・修理および検定代弁
旭シンクロテック株式会社	0.4億円	100.0%	プラント配管工事および空調・衛生設備工事
中電配電サポート株式会社	0.3億円	100.0%	配電に関する支障樹木の伐採関連業務・用地業務等
中電興業株式会社	0.2億円	100.0%	電柱広告、リース、損害保険代理および印刷

(注) 1 知多エル・エヌ・ジー株式会社は、2019年4月1日付で、株式会社JERAを承継会社とする吸収分割により、当社が保有する同社株式のすべてを株式会社JERAに承継させたため、当社の子会社ではなくなりました。

2 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、電気事業およびガスやオンサイトエネルギーなどを供給するエネルギー事業をコア領域として、国内事業で培ったノウハウを活かした海外エネルギー事業、電気事業に関連する設備の拡充や保全のための建設、資機材供給のための製造など、さまざまな事業を展開しております。

(9) 主要な事業所等

① 当社の主要な事業所および発電所

[事業所]

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本 店	愛知県名古屋市	岐 阜 支 店	岐 阜 県 岐 阜 市
名古屋支店	愛知県名古屋市	長 野 支 店	長 野 県 長 野 市
静 岡 支 店	静 岡 県 静 岡 市	岡 崎 支 店	愛 知 県 岡 崎 市
三 重 支 店	三 重 県 津 市	東 京 支 社	東 京 都 千 代 田 区

[発電所]

区 分	発電所名 (所在地)
水力 (出力10万kW以上)	奥矢作第一・第二 (愛知県), 奥美濃, 高根第一, 馬瀬川第一, 徳山 (以上岐阜県), 平岡 (長野県)
火力 (出力50万kW以上)	碧南, 知多, 新名古屋, 西名古屋, 知多第二, 渥美 (以上愛知県), 川越, 四日市 (以上三重県), 上越 (新潟県)
原子力	浜岡 (静岡県)

(注) 火力発電所は、2019年4月1日付で株式会社JERAに承継されております。

② 重要な子会社の本店所在地

会 社 名	本店所在地
株 式 会 社 ト ー エ ネ ッ ク	愛知県名古屋市
株 式 会 社 シ ー エ ナ ジ ー	愛知県名古屋市
株 式 会 社 シ ー テ ッ ク	愛知県名古屋市
株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市
株 式 会 社 テ ク ノ 中 部	愛知県名古屋市
ダイヤモンドパワー株式会社	東京都中央区
中 電 不 動 産 株 式 会 社	愛知県名古屋市
株式会社中電オートリース	愛知県名古屋市
株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市
株式会社中電シーティーアイ	愛知県名古屋市
知多エル・エヌ・ジー株式会社	愛知県知多市
中 部 精 機 株 式 会 社	愛知県春日井市
旭シンクロテック株式会社	東京都港区
中電配電サポート株式会社	愛知県名古屋市
中 電 興 業 株 式 会 社	愛知県名古屋市

(10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比
発 電	2,478名	41名
電力ネットワーク	10,073名	3名
販 売	1,517名	67名
そ の 他	16,253名	△344名
合 計	30,321名	△233名

(注) 定年後再雇用者等を含めた就業人員で記載しております。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借入残高
株式会社日本政策投資銀行	4,733億円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,255億円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,803億円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,791億円
明治安田生命保険相互会社	2,081億円

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

11億9,000万株

発行済株式の総数

7億5,800万株

(2) 株主数

232,125名

(3) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	54,487千株	7.2%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	39,462千株	5.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	27,028千株	3.6%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	23,419千株	3.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	20,112千株	2.7%
中 部 電 力 自 社 株 投 資 会	18,763千株	2.5%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	15,304千株	2.0%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	14,943千株	2.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	12,002千株	1.6%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	10,858千株	1.4%

(注) 出資比率は、自己株式（127万6,806株）を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位、担当および重要な兼職の状況	
水 野 明 久	代表取締役会長 株式会社豊田自動織機社外監査役	
勝 野 哲	代表取締役社長 社長執行役員 電気事業連合会会長	
増 田 義 則	代 表 取 締 役 副社長執行役員	コーポレート本部長 グループ経営推進室 統括
片 岡 明 典	代 表 取 締 役 副社長執行役員	法務室，総務室，経理室，資材室， ビジネスソリューション・広報センター，経理センター 統括
倉 田 千代治	代 表 取 締 役 副社長執行役員	土木建築室，環境・地域共生室 統括 原子力本部長
小野田 聡	代 表 取 締 役 副社長執行役員	発電カンパニー社長
増 田 博 武	取 締 役 専務執行役員	浜岡原子力総合事務所長
三 澤 太 輔	取 締 役 専務執行役員	秘書室，広報室，人事室，人事センター 統括
市 川 弥生次	取 締 役 専務執行役員	電力ネットワークカンパニー社長
林 欣 吾	取 締 役 専務執行役員	販売カンパニー社長 名古屋都市エネルギー株式会社代表取締役社長 株式会社トーエネック取締役
根 本 直 子	社 外 取 締 役 アジア開発銀行研究所エコノミスト 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ社外取締役	
橋 本 孝 之	社 外 取 締 役 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 カゴメ株式会社社外取締役 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役 株式会社IHI社外監査役	

氏 名	地位、担当および重要な兼職の状況
松 原 和 弘	常 任 監 査 役 (常勤) 愛知電機株式会社社外監査役
鈴 木 健 一	監 査 役 (常勤)
濱 口 道 成	社 外 監 査 役 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
加 藤 宣 明	社 外 監 査 役 株式会社デンソー相談役 トヨタ紡織株式会社社外取締役 KDDI株式会社社外監査役
永 富 史 子	社 外 監 査 役 弁護士 日本特殊陶業株式会社社外監査役

(注) 1 2019年4月1日付で、取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏 名	地 位	担 当
片 岡 明 典	代 表 取 締 役 副社長執行役員	法務室、総務室、経理室、資材室、 ビジネスソリューション・広報センター、 経理センター、ITシステムセンター 統括
増 田 義 則	取 締 役 副社長執行役員	事業創造本部長

- 2 小野田聡氏は、2019年3月31日付で取締役を辞任しております。
- 3 増田義則氏は、2019年4月1日付で中電興業株式会社の代表取締役社長に就任しております。
- 4 根本直子氏は、2019年4月1日付で早稲田大学大学院経営管理研究科教授に就任しております。
- 5 林欣吾氏は、名古屋都市エネルギー株式会社代表取締役社長であり、同社と当社は熱供給事業などにおいて競業関係にあります。
- 6 松原和弘氏は、当社の副社長執行役員として経理部を統括するなど長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 7 当社は、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、社外役員の独立性判断基準（後記57頁参照）を定めております。社外取締役および社外監査役は全員、金融商品取引所が定める独立役員の要件および、当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は社外取締役および社外監査役全員を独立役員として指定し、届け出ております。
- 8 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬	賞与金
取締役	15名	441	183
監査役	5名	110	
合 計	20名	551	183

- (注) 1 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
取締役分 年額9億円（うち社外取締役分は84百万円）
監査役分 月額20百万円
- 2 上記の報酬の額には、第94期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名に対する報酬の額が含まれております。
- 3 上記の賞与金の支給対象は、社外取締役2名を除く当期末時の取締役10名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	根本直子	当事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、主に金融、経済分野における専門家の見地から発言を行っております。
	橋本孝之	当事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。
社外監査役	濱口道成	当事業年度に開催した13回の取締役会のうち11回に、14回の監査役会のうち12回に出席し、主に学識経験者の見地から発言を行っております。
	加藤宣明	当事業年度に開催した13回の取締役会のうち11回に、14回の監査役会のうち13回に出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。
	永富史子	当事業年度に開催した13回の取締役会、14回の監査役会のすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から発言を行っております。

② 社外役員の報酬等の額

(単位：百万円)

支給人数	報 酬
5名	58

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支払額
① 報酬等の額	123
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	274

(注) 1 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意にもとづき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とする方針であります。

6 株主還元に関する考え方

電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主還元については、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元に努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	4,893,772	固 定 負 債	2,386,924
電気事業固定資産	3,091,207	社 債	553,260
水 力 発 電 設 備	303,909	長 期 借 入 金	1,227,751
汽 力 発 電 設 備	655,081	原子力発電所運転終了関連損失引当金	8,174
原 子 力 発 電 設 備	174,894	退 職 給 付 に 係 る 負 債	170,818
送 電 設 備	646,341	資 産 除 去 債 務	249,067
変 電 設 備	414,419	そ の 他 の 固 定 負 債	177,853
配 電 設 備	776,905	流 動 負 債	1,733,792
業 務 設 備	105,797	1年以内に期限到来の固定負債	285,130
その他の電気事業固定資産	13,860	短 期 借 入 金	925,612
そ の 他 の 固 定 資 産	292,534	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	133,584
固 定 資 産 仮 勘 定	451,643	未 払 税 金	67,297
建設仮勘定及び除却仮勘定	430,755	そ の 他 の 流 動 負 債	322,167
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	20,888	引 当 金	22,446
核 燃 料	184,613	渴 水 準 備 引 当 金	22,446
装 荷 核 燃 料	40,040	負 債 合 計	4,143,163
加 工 中 等 核 燃 料	144,573		
投資その他の資産	873,773		
長 期 投 資	196,966	株 主 資 本	1,737,172
関係会社長期投資	451,274	資 本 金	430,777
退職給付に係る資産	15,265	資 本 剰 余 金	70,798
繰 延 税 金 資 産	197,035	利 益 剰 余 金	1,237,605
そ の 他 の 投 資 等	14,009	自 己 株 式	△ 2,008
貸倒引当金（貸方）	△ 778	その他の包括利益累計額	41,322
流 動 資 産	1,093,754	その他有価証券評価差額金	35,232
現 金 及 び 預 金	546,082	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,273
受取手形及び売掛金	343,850	為 替 換 算 調 整 勘 定	16,428
た な 卸 資 産	91,056	退職給付に係る調整累計額	△ 8,064
そ の 他 の 流 動 資 産	114,653	非支配株主持分	65,867
貸倒引当金（貸方）	△ 1,888	純 資 産 合 計	1,844,362
合 計	5,987,526	合 計	5,987,526

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,909,158	営業収益	3,035,082
電気事業営業費用	2,539,625	電気事業営業収益	2,651,685
その他事業営業費用	369,532	その他事業営業収益	383,397
営業利益	(125,924)		
営業外費用	35,254	営業外収益	22,259
支払利息	24,024	受取配当金	2,947
減損損失	3,739	受取利息	223
その他の営業外費用	7,490	持分法による投資利益	9,560
		その他の営業外収益	9,527
当期経常費用合計	2,944,412	当期経常収益合計	3,057,342
当期経常利益	112,929		
税金等調整前当期純利益	112,929		
法人税等	30,002		
法人税等	29,350		
法人税等調整額	651		
当期純利益	82,926		
非支配株主に帰属する当期純利益	3,504		
親会社株主に帰属する当期純利益	79,422		

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	4,530,946	固 定 負 債	2,207,134
電気事業固定資産	3,155,092	社 債	539,260
水力発電設備	307,467	長期借入金	1,139,781
汽力発電設備	659,506	長期未払債務	2,861
原子力発電設備	178,148	リース債務	3,503
内燃力発電設備	101	関係会社長期債務	14,999
新エネルギー等発電設備	12,886	退職給付引当金	121,279
送電設備	656,932	原子力発電所運転終了関連損失引当金	8,174
変電設備	420,864	資産除去債務	244,497
配電設備	809,382	雑固定負債	132,778
業務設備	108,899	流 動 負 債	1,693,268
貸付設備	903	1年以内に期限到来の固定負債	271,736
附帯事業固定資産	16,304	短期借入金	911,190
事業外固定資産	6,325	買掛金	67,232
固定資産仮勘定	409,861	未払金	35,882
建設仮勘定	388,389	未払費用	142,495
除却仮勘定	584	未払税金	55,559
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	20,888	預り金	3,878
核燃料	184,613	関係会社短期債務	151,127
装荷核燃料	40,040	諸前受金	53,161
加工中等核燃料	144,573	ポイント引当金	992
投資その他の資産	758,749	雑流動負債	11
長期投資	176,823	引 当 金	22,446
関係会社長期投資	390,115	濁水準備引当金	22,446
長期前払費用	10,889	負 債 合 計	3,922,849
前払年金費用	23,342	株 主 資 本	1,447,309
繰延税金資産	157,930	資 本 金	430,777
貸倒引当金（貸方）	△ 351	資 本 剰 余 金	70,689
流 動 資 産	871,909	資 本 準 備 金	70,689
現金及び預金	486,867	その他資本剰余金	0
現売掛金	260,161	利 益 剰 余 金	947,793
諸未収入金	9,890	利 益 準 備 金	93,628
貯蔵品	80,894	その他利益剰余金	854,165
前払費用	739	海外投資等損失準備金	3
関係会社短期債権	5,037	特定災害防止準備金	12
雑流動資産	30,076	別途積立金	443,000
貸倒引当金（貸方）	△ 1,758	繰越利益剰余金	411,149
		自己株式	△ 1,951
		評価・換算差額等	32,697
		その他有価証券評価差額金	33,380
		繰延ヘッジ損益	△ 683
		純 資 産 合 計	1,480,006
合 計	5,402,856	合 計	5,402,856

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,637,467	営業収益	2,743,024
電気事業営業費用	2,564,223	電気事業営業収益	2,667,663
水力発電費	47,309	電灯料	770,478
汽力発電費	1,002,164	電力料	1,426,677
原子力発電費	96,987	地帯間販売電力料	8,281
内燃力発電費	23	他社販売電力料	101,026
新エネルギー等発電費	1,179	託送収益	86,101
地帯間購入電力料	10,057	事業者間精算収益	1,888
他社購入電力料	458,561	再エネ特措法交付金	245,226
送電費	94,984	電気事業雑収益	27,654
変電費	68,443	貸付設備収益	328
配電費	212,085		
販売費	62,137		
貸付設備費	32		
一般管理費	122,868		
接続供給託送料	16,507		
再エネ特措法納付金	295,711		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	948		
電源開発促進税	48,647		
事業業税	25,598		
電力費振替勘定（貸方）	△ 27		
附帯事業営業費用	73,243	附帯事業営業収益	75,360
ガス供給事業営業費用	72,160	ガス供給事業営業収益	70,744
その他附帯事業営業費用	1,082	その他附帯事業営業収益	4,615
営業利益	(105,556)		
営業外費用	31,312	営業外収益	14,788
財務費用	22,508	財務収益	8,490
支払利息	22,449	受取配当金	8,339
社債発行費	59	受取利息	151
事業外費用	8,803	事業外収益	6,297
固定資産売却損失	96	固定資産売却益	140
雑損失	8,706	雑収益	6,156
当期経常費用合計	2,668,779	当期経常収益合計	2,757,812
当期経常利益	89,033		
税引前当期純利益	89,033		
法人税等	23,008		
法人税等	21,054		
法人税等調整額	1,954		
当期純利益	66,024		

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

中 部 電 力 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 千 佳 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 村 井 達 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部電力株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記 1 共通支配下の取引等に記載されているとおり、会社は2019年4月26日に、会社と中部電力送配電事業分割準備株式会社及び中部電力小売電気事業分割準備株式会社との間で、それぞれ吸収分割契約を締結した。

2. 重要な後発事象に関する注記 2 共同支配企業の形成に記載されているとおり、2019年4月1日、会社は燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を株式会社JERAに承継した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

中部電力株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松本 千佳 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村井 達久 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部電力株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記 1 共通支配下の取引等に記載されているとおり、会社は2019年4月26日に、会社と中部電力送配電事業分割準備株式会社及び中部電力小売電気事業分割準備株式会社との間で、それぞれ吸収分割契約を締結した。

2. 重要な後発事象に関する注記 2 共同支配企業の形成に記載されているとおり、2019年4月1日、会社は燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を株式会社JERAに承継した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店・支社およびその他の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

- 2 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

中部電力株式会社	監査役会
常任監査役（常勤）	松 原 和 弘 ㊞
監 査 役（常勤）	鈴 木 健 一 ㊞
社外監査役	濱 口 道 成 ㊞
社外監査役	加 藤 宣 明 ㊞
社外監査役	永 富 史 子 ㊞

以 上

株主総会参考書類（議案および参考事項）

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。株主還元につきましては、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元に努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

期末配当金につきましては、経営目標を達成したことや中長期的な収支、財務状況などを総合的に勘案し、1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額18,918,079,850円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

吸収分割契約承認の件

1 吸収分割を行う理由

2015年6月に改正された電気事業法において、送配電部門の一層の中立性確保のため、2020年4月までに発電・小売事業と送配電事業を法的に分離することが求められております。

以上の目的のため、当社は、本年4月26日、中部電力送配電事業分割準備株式会社（以下「吸収分割承継会社」という。）との間で、当社の電力ネットワークカンパニーが営む一般送配電事業、電気通信事業およびこれらに附帯関連する事業を2020年4月1日に吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に係る契約（以下「本吸収分割契約」という。）を締結いたしました。

本議案は、本吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本件分割に際しては、電気事業法第10条第2項の規定にもとづく経済産業大臣の認可を受ける必要があります。

また、当社が、中部電力小売電気事業分割準備株式会社（以下「小売準備会社」という。）との間で、販売カンパニーが営む電気販売事業、ガス事業およびこれらに附帯関連する事業を2020年4月1日に小売準備会社へ承継させる吸収分割（以下「小売分割」という。）については、会社法第784条第2項の規定にもとづき、簡易分割により実施する予定であります。

2 本吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

中部電力株式会社（以下「甲」という。）と中部電力送配電事業分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲の電力ネットワークカンパニーが営む一般送配電事業、電気通信事業およびこれらに附帯関連する事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（商号および所在地）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：中部電力株式会社

住所：名古屋市東区東新町1番地

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：中部電力送配電事業分割準備株式会社

住所：名古屋市東区東新町1番地

第 3 条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。

第 4 条（承継する権利義務等）

1. 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第 5 条（本件分割の対価）

乙は本件分割に際して普通株式1,890万株を発行し、そのすべてを甲に対して割り当て交付する。

第 6 条（資本金および準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

本件分割により増加する乙の資本金の額は、金399億9,500万円とする。

(2) 資本準備金

本件分割により増加する乙の資本準備金の額は、金99億9,500万円とする。

(3) 利益準備金

本件分割により利益準備金の額は増加しない。

第 7 条（株主総会の承認）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、本契約および本件分割に関連する事項について、それぞれの株主総会の承認を求めるものとする。

第 8 条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第 9 条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変更が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次のいずれかの事由が生じたときは、その効力を失う。

(1) 第7条に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき

(2) 法令に定める関係官庁の承認等が効力発生日の前日までに得られなかったとき

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年4月26日

名古屋市東区東新町1番地
甲 中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 勝野 哲 ⑩

名古屋市東区東新町1番地
乙 中部電力送配電事業分割準備株式会社
代表取締役社長 市川 弥生次 ⑩

(別紙)

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、効力発生日において甲が有する次のとおりの権利義務とする。

1. 承継する資産

(1) 固定資産

①本件事業に属する有形固定資産、本件事業に属する無形固定資産（ただし、産業財産権については、本件事業のみに使用する商品およびサービスに関する、甲の社名または略称を含まない商標権に係る持分の一部に限る。）および投資その他の資産（ただし、2019年4月26日付で甲および中電不動産株式会社（以下「中電不動産」という。）の間で締結された吸収分割契約（以下「中電不動産との吸収分割契約」という。）により中電不動産に承継される有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産を除く。）

②一般送配電事業のために設定されている地役権の要役地ならびに一般送配電事業および他の事業のために設定されている地役権の要役地の持分の一部

③以下に記載する関係会社の株式または持分

中電配電サポート株式会社、新日本ヘリコプター株式会社および本契約の締結日以後、甲が本件事業のためにその株式または持分を取得することにより甲の関係会社となった会社

(2) 流動資産

本件事業に属する現金および預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産（ただし、中電不動産との吸収分割契約により同社に承継される流動資産を除く。）

2. 承継する債務

(1) 固定負債

本件事業に属する固定負債（ただし、社債、借入金、関係会社からの借入金に関する固定負債および中電不動産との吸収分割契約により同社に承継される固定負債を除く。）

(2) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、諸前受金その他の流動負債（ただし、社債、借入金、コマーシャル・ペーパー、関係会社からの借入金に関する流動負債および中電不動産との吸収分割契約により同社に承継される流動負債を除く。）

3. 承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍している以下の従業員（甲の子会社その他の企業、団体等への出向者および他社からの出向者を含む。）に係る雇用契約上の地位およびこれに付随する権利義務

- ①甲の社員、シニア社員、試用社員および嘱託員（ただし、社員からの再雇用者に限る。）のうち、(i) 発電要員（ただし、再生可能エネルギーカンパニーに所属する者を除く。）、(ii) 建築、配電、送電および通信要員ならびに (iii) 事務要員（ただし、販売カンパニーに所属する者を除く。）
- ②甲の嘱託員（ただし、社員からの再雇用者を除く。）およびその他の従業員のうち、電力ネットワークカンパニーに所属する者

4. 承継する契約上の地位および権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、請負、リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務（上記1. および2. により乙に承継されることとなる資産または債務に係る契約におけるものを含む。ただし、上記1. および2. により乙に承継されない資産または債務に係る契約における契約上の地位およびこれに付随するものを除く。）

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録および届出等のうち、甲から乙への承継が法令および条例上可能であるもの

5. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上または契約上の定めにより、承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲または乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上

3 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数ならびに吸収分割承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

(1) 株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式1,890万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の100%子会社であり、また、本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社および吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額の相当性

吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金および準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

資本金	399億9,500万円
資本準備金	99億9,500万円
利益準備金	0円

4 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表

2019年4月1日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(純 資 産 の 部)	
流 動 資 産	10	株 主 資 本	10
現 金 及 び 預 金	10	資 本 金	5
		資 本 剰 余 金	5
		資 本 準 備 金	5
資産合計	10	負債純資産合計	10

5 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

当社は、2018年5月9日に株式会社JERAとの間で締結した吸収分割契約にもとづき、効力発生日である2019年4月1日をもって、当社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等に関して有する権利義務を株式会社JERAに承継させました。

また、当社は、2019年4月26日、小売準備会社との間で、小売分割に係る契約を締結いたしました。

1 変更の理由

当社は、第2号議案に記載のとおり、2020年4月1日（予定）に、当社の電力ネットワークカンパニーが営む一般送配電事業等および販売カンパニーが営む電気販売事業等を当社の100%子会社2社にそれぞれ承継させることとしております。当該吸収分割を踏まえるとともに、収益拡大と持続的成長に向けた今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）を変更するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更定款案
（目 的） 第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 電気事業 2 <u>電気機械器具及び電気設備</u>の製造、販売、賃貸、修理、 運転及び保守 3 蒸気、温水、冷水等の熱供給に関する事業 4 エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買及び輸送 5 電気通信事業法に定める電気通信事業 6 各種情報の処理、提供及び販売に関する事業、放送事業並びに広告事業 （新 設） （新 設） <u>7 ガス供給事業</u> <u>8</u> 不動産の売買、賃貸及び管理 （新 設）	（目 的） 第 2 条 本会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社、組合その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を<u>所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u> 1 （現行どおり） 2 <u>エネルギー関連の機械器具及び設備</u>の製造、販売、賃貸、修理、運転及び保守 3 （現行どおり） 4 （現行どおり） 5 （現行どおり） 6 各種情報の収集、分析、処理、<u>加工</u>、提供及び販売に関する事業、放送事業並びに広告事業 <u>7 データプラットフォーム事業</u> <u>8 コミュニティサポートインフラ事業</u> <u>9 ガス事業</u> <u>10</u> （現行どおり） <u>11 土木建築工事その他建設工事全般に関する企画、設計、監理、施工及びマネジメント</u>

現行定款	変更定款案
<u>9</u> 老人ホーム事業及び介護サービス事業	<u>12</u> (現行どおり)
<u>10</u> 産業廃棄物、一般廃棄物の処理及び再利用並びにその再生品の販売	<u>13</u> (現行どおり)
<u>11</u> エネルギー利用、環境及び前各号に関する調査、エンジニアリング及びコンサルティング	<u>14</u> (現行どおり)
<u>12</u> 農産物の生産、加工及び販売	<u>15</u> (現行どおり)
<u>13</u> 法人及び個人向け各種支援サービスの提供及び斡旋	<u>16</u> (現行どおり)
<u>14</u> 会員向け優待サービスの提供及び斡旋	<u>17</u> (現行どおり)
<u>15</u> 前各号に附帯関連する事業	<u>18</u> (現行どおり)
<u>②</u> 本会社は、経営上必要と認める他の会社への投資を行うことができる。	(削除)

第4号議案

取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員が任期満了となりますので、あらためて取締役12名の選任をお願いいたしますのであります。

なお、公正性・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	みずのあきひさ 水野明久 再任	代表取締役会長
2	かつのさとる 勝野哲 再任	代表取締役社長 社長執行役員
3	かたおかあきのり 片岡明典 再任	代表取締役 副社長執行役員
4	くらたちよじ 倉田千代治 再任	代表取締役 副社長執行役員
5	ますだひろむ 増田博武 再任	取締役 専務執行役員
6	みさわたいすけ 三澤太輔 再任	取締役 専務執行役員
7	いちかわやおじ 市川弥生次 再任	取締役 専務執行役員
8	はやしきんご 林欣吾 再任	取締役 専務執行役員
9	ひらいわよしろう 平岩芳朗 新任	専務執行役員
10	ねもとなおこ 根本直子 再任 社外 独立	社外取締役
11	はしもとたかゆき 橋本孝之 再任 社外 独立	社外取締役
12	しまおただし 嶋尾正 新任 社外 独立	—

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号

1

みずのあきひさ

水野明久

(1953年6月13日生)

再任

所有する
当社株式の数

50,134株

<略歴、地位および担当>

1978年 4月 当社入社
2008年 6月 当社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長
2009年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営戦略本部長、関連事業推進部統括
2010年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2015年 6月 当社代表取締役会長（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

株式会社豊田自動織機社外監査役

<取締役候補者とした理由>

水野明久氏は、これまで当社経営戦略本部長、関連事業推進部統括、社長執行役員などを歴任し、当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2

かつのさとる

勝野哲

(1954年6月13日生)

再任

所有する
当社株式の数

29,811株

<略歴、地位および担当>

1977年 4月 当社入社
2007年 7月 当社常務執行役員 東京支社長
2010年 6月 当社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長
2013年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営戦略本部長
2015年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

電気事業連合会会長

<取締役候補者とした理由>

勝野哲氏は、これまで当社東京支社長、経営戦略本部長、社長執行役員などを歴任し、当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

3

かた おか あき のり

片 岡 明 典

(1958年7月30日生)

再任

所 有 す る
当社株式の数

14,945株

<略歴、地位および担当>

- 1981年 4月 当社入社
- 2011年 7月 当社執行役員 経理部長
- 2013年 7月 当社執行役員 三重支店長 兼 環境・立地本部付
- 2016年 4月 当社専務執行役員 経理部，資材部統括
- 2016年 6月 当社取締役 専務執行役員 経理部，資材部統括
- 2017年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 法務部，総務部，経理部，資材部統括
- 2018年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 法務室，総務室，経理室，資材室，
ビジネスソリューション・広報センター，経理センター統括
- 2019年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 法務室，総務室，経理室，資材室，
ビジネスソリューション・広報センター，経理センター，ITシステムセンター統括（現在に至る）

<取締役候補者とした理由>

片岡明典氏は、これまで当社経理部長，三重支店長，法務室，総務室，経理室，資材室，ビジネスソリューション・広報センター，経理センター，ITシステムセンター統括などを歴任し，当社業務に精通しており，経営諸課題を解決するに十分な能力を有し，ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから，取締役として適任であると判断し，候補者とするものであります。

候補者番号
4

くら た ち よ じ

倉 田 千代治

(1955年5月29日生)

再任

所有する
当社株式の数

14,324株

<略歴、地位および担当>

- 1980年 4月 当社入社
- 2014年 6月 当社取締役 専務執行役員 浜岡原子力総合事務所長 兼 環境・立地本部付
- 2016年 4月 当社取締役 専務執行役員 浜岡原子力総合事務所長
- 2017年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 土木建築部、環境・立地部統括、原子力本部長
- 2018年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 土木建築室、環境・地域共生室統括、原子力本部長（現在に至る）

<取締役候補者とした理由>

倉田千代治氏は、これまで当社浜岡原子力総合事務所長、土木建築室、環境・地域共生室統括、原子力本部長などを歴任し、当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号
5

ます だ ひろ む

増 田 博 武

(1959年12月14日生)

再任

所有する
当社株式の数

10,068株

<略歴、地位および担当>

- 1982年 4月 当社入社
- 2012年 7月 当社執行役員 原子力本部原子力部長
- 2017年 4月 当社専務執行役員 浜岡原子力総合事務所長
- 2017年 6月 当社取締役 専務執行役員 浜岡原子力総合事務所長（現在に至る）

<取締役候補者とした理由>

増田博武氏は、これまで当社原子力部長、浜岡原子力総合事務所長などを歴任し、当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

6

み さわ たい すけ
三 澤 太 輔

(1957年10月24日生)

再任

所 有 す る
当社株式の数

12,580株

<略歴、地位および担当>

- 1981年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社専務執行役員 法務部，総務部統括 兼 グループ経営戦略本部付
- 2017年 4月 当社専務執行役員 秘書部，広報部，人事部統括
- 2017年 6月 当社取締役 専務執行役員 秘書部，広報部，人事部統括
- 2018年 4月 当社取締役 専務執行役員 秘書室，広報室，人事室，人事センター統括（現在に至る）

<取締役候補者とした理由>

三澤太輔氏は，これまで当社法務部，総務部，秘書室，広報室，人事室，人事センター統括などを歴任し，当社業務に精通しており，経営諸課題を解決するに十分な能力を有し，ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから，取締役として適任であると判断し，候補者とするものであります。

候補者番号

7

いち かわ や お じ
市 川 弥生次

(1958年8月23日生)

再任

所 有 す る
当社株式の数

6,904株

<略歴、地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
- 2014年 7月 当社執行役員 岡崎支店長
- 2017年 4月 当社執行役員 電力ネットワークカンパニー副社長
- 2018年 4月 当社専務執行役員 電力ネットワークカンパニー社長
- 2018年 6月 当社取締役 専務執行役員 電力ネットワークカンパニー社長（現在に至る）

<取締役候補者とした理由>

市川弥生次氏は，これまで当社岡崎支店長，電力ネットワークカンパニー社長などを歴任し，当社業務に精通しており，経営諸課題を解決するに十分な能力を有し，ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから，取締役として適任であると判断し，候補者とするものであります。

候補者番号 8	はやし 林 欣 吾 (1961年1月9日生)	再任	所 有 す る 当社株式の数	7,046株
-------------------	-------------------------------------	----	-------------------	--------

<略歴、地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社執行役員 東京支社長
- 2018年 4月 当社専務執行役員 販売カンパニー社長
- 2018年 6月 当社取締役 専務執行役員 販売カンパニー社長（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

名古屋都市エネルギー株式会社代表取締役社長
株式会社トーエネック取締役

<取締役候補者とした理由>

林欣吾氏は、これまで当社東京支社長、販売カンパニー社長などを歴任し、当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号 9	ひら いわ よし ろう 平 岩 芳 朗 (1959年12月28日生)	新任	所 有 す る 当社株式の数	1,989株
-------------------	---	----	-------------------	--------

<略歴、地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社執行役員 電力ネットワークカンパニー系統運用部長
- 2018年 4月 当社専務執行役員 コーポレート本部副本部長
ICT戦略室、ITシステムセンター統括
- 2019年 4月 当社専務執行役員 コーポレート本部長、グループ経営推進室統括（現在に至る）

<取締役候補者とした理由>

平岩芳朗氏は、これまで当社電力ネットワークカンパニー系統運用部長、ICT戦略室、ITシステムセンター統括、コーポレート本部長、グループ経営推進室統括などを歴任し、当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

10

ね も と な お こ
根 本 直 子

(1960年1月15日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所 有 す る
当社株式の数

2,822株

2018年度の取締役会への出席状況 13/13回 (100%)
社外取締役としての在任期間 3年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

1983年 4月 日本銀行入行
1991年 4月 同行退行
1994年 9月 スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社入社
2005年 4月 同社マネジングディレクター
2016年 3月 同社退社
2016年 4月 アジア開発銀行研究所入所 同所エコノミスト (現在に至る)
2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
2019年 4月 早稲田大学大学院 経営管理研究科教授 (現在に至る)

<重要な兼職の状況>

早稲田大学大学院 経営管理研究科教授
アジア開発銀行研究所エコノミスト
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ社外取締役

<社外取締役候補者とした理由>

根本直子氏は、長年にわたり企業の格付業務等に携わるなど、金融、経済分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

同氏はこれまで社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

<独立性について>

根本直子氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号 11	はし もと たか ゆき 橋 本 孝 之 (1954年7月9日生)	再任	社外取締役候補者 独立役員候補者	所 有 す る 当社株式の数	1,827株
2018年度の取締役会への出席状況			13/13回 (100%)		
社外取締役としての在任期間			3年 (本総会終結時)		

<略歴および地位>

- 1978年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
- 2000年 4月 同社取締役
- 2003年 4月 同社常務執行役員
- 2007年 1月 同社専務執行役員
- 2008年 4月 同社取締役 専務執行役員
- 2009年 1月 同社代表取締役 社長執行役員
- 2012年 5月 同社取締役会長
- 2014年 4月 同社会長
- 2015年 1月 同社副会長
- 2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
- 2017年 5月 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 (現在に至る)

<重要な兼職の状況>

- 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役
- カゴメ株式会社社外取締役
- 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役
- 株式会社IHI社外監査役

<社外取締役候補者とした理由>

橋本孝之氏は、長年にわたり日本アイ・ビー・エム株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

<独立性について>

橋本孝之氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

12

しま

嶋

お

尾

ただし

正

新任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する
当社株式の数

0株

(1950年2月2日生)

<略歴および地位>

1973年 4月 大同製鋼株式会社（現大同特殊鋼株式会社）入社
2004年 6月 同社取締役
2006年 6月 同社常務取締役
2009年 6月 同社代表取締役副社長
2010年 6月 同社代表取締役社長
2015年 6月 同社代表取締役社長執行役員
2016年 6月 同社代表取締役会長（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

大同特殊鋼株式会社代表取締役会長
東京窯業株式会社社外取締役

<社外取締役候補者とした理由>

嶋尾正氏は、長年にわたり大同特殊鋼株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

<独立性について>

嶋尾正氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

- (注) 1 候補者林欣吾氏は名古屋都市エネルギー株式会社代表取締役社長を務めており、同社と当社は熱供給事業などにおいて競業関係にあります。また、当社は同社と電力供給の取引を行っております。他の候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- 2 候補者橋本孝之氏は2019年6月20日開催の株式会社IH第202回定時株主総会終結の時をもって同社社外監査役を退任する予定であります。
- 3 候補者嶋尾正氏は2019年6月27日開催の東京窯業株式会社第100回定時株主総会終結の時をもって同社社外取締役を退任する予定であります。
- 4 嶋尾正氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。また、当社は根本直子、橋本孝之の各氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合には、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- 5 橋本孝之氏が社外監査役として在任している株式会社IHは、民間航空機エンジン整備事業における不適切な取扱いに関し、2019年3月に経済産業省より、認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法にもとづく命令を受け、また同年4月に国土交通省より、航空法にもとづく業務改善命令を受けました。
- 同氏は事前に当該事実を認識しておりませんでした。当該事実が判明する以前より豊富な経験と高い識見にもとづき法令遵守や内部統制の重要性について提言を行っておりました。当該事実の判明後は、事実関係等の調査の進捗について逐次報告を受けて状況を把握し、安全性に対する影響を速やかに調査すること、再発防止に向けた適切な措置を講ずること、コンプライアンスのさらなる強化および徹底を求めるなど、その職責を果たしております。
- 6 社外役員の独立性判断基準については、57頁をご参照ください。

第5号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、現任監査役濱口道成氏が任期満了となり、また、現任監査役鈴木健一氏が辞任されますので、あらためて監査役2名の選任をお願いいたしますのであります。

なお、公正性・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

てら だ しゅう いち

寺 田 修 一

(1958年4月27日生)

新任

所 有 す る
当社株式の数

3,389株

<略歴、地位および担当>

1982年 4月 当社入社
2009年 7月 当社法務部長
2012年 7月 当社執行役員 法務部長
2017年 4月 中部精機株式会社取締役（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

中部精機株式会社取締役

<監査役候補者とした理由>

寺田修一氏は、これまで当社法務部長などを歴任し、当社業務に精通するとともに、法律に関する相当程度の知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2

はまぐちみちなり
濱 口 道 成

(1951年2月19日生)

再任

社外監査役候補者
独立役員候補者所 有 す る
当社株式の数

0株

2018年度の取締役会への出席状況 11/13回 (85%)

2018年度の監査役会への出席状況 12/14回 (86%)

<略歴および地位>

- 1993年12月 名古屋大学（現国立大学法人名古屋大学）医学部教授
- 2009年 4月 同大学総長
- 2015年 4月 同大学大学院 医学系研究科教授
- 2015年 6月 当社社外監査役（現在に至る）
- 2015年 9月 国立大学法人名古屋大学退職
- 2015年10月 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長（現在に至る）
- 2016年 4月 国立大学法人名古屋大学名誉教授（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

国立研究開発法人科学技術振興機構理事長

<社外監査役候補者とした理由>

濱口道成氏は、過去に国立大学法人名古屋大学総長として学校経営に携わるほか、現在は国立研究開発法人科学技術振興機構理事長として法人経営に携わっており、学識経験者および法人経営者としての視点にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

<独立性について>

濱口道成氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

- (注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- 2 候補者寺田修一氏は2019年6月20日開催の中部精機株式会社第72回定時株主総会終結の時をもって同社取締役を退任する予定であります。
- 3 当社は濱口道成氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- 4 社外役員の独立性判断基準については、57頁をご参照ください。

(ご参考)

本議案が承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位
－	まつ ばら かず ひろ 松 原 和 弘 現任	常任監査役（常勤）
1	てら だ しゅう いち 寺 田 修 一 新任	監 査 役 （ 常 勤 ）
2	はま ぐち みち なり 濱 □ 道 成 再任 社外 独立	社 外 監 査 役
－	か とう のぶ あき 加 藤 宣 明 現任 社外 独立	社 外 監 査 役
－	なが とみ ふみ こ 永 富 史 子 現任 社外 独立	社 外 監 査 役

社外 社外監査役

独立 独立役員

[参考] 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

- 1 当社の主要な取引先（※1）またはその業務執行者（※2）でないこと
- 2 当社の主要な借入先（※3）またはその業務執行者でないこと
- 3 当社より、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家でないこと（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 4 当社の大株主（※5）またはその業務執行者でないこと
- 5 当社より、多額（※4）の寄付を受けていないこと（ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 6 本人の配偶者、二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと
 - ①上記1～5に掲げる者
 - ②当社および当社子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役
 - ③当社の会計監査人の代表社員または社員

※1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における連結売上高の2%を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2%をそれぞれ超える取引先をいう。

※2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

※3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、当該団体の直近事業年度における年間総収入の2%を超える額をいう。

※5 「大株主」とは、直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

第6号議案**取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件**

本議案は、2018年6月27日開催の第94期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額とは別枠で、業績に連動する「株式給付信託」（以下「本制度」という。）にもとづく株式報酬を当社の取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対して支給するため、報酬の額についてご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役の、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本議案は、手続の公正性・透明性を確保するため、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

本制度に係る報酬の額の詳細につきましては、下記「本制度の概要」（1）の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第4号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は9名となります。

なお、本制度と類似の制度を、取締役を兼務しない役付執行役員にも導入する予定です。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度にもとづき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任後となります。

（1）信託金額（報酬の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月期から2022年3月期までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間およびその後の3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間において、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、当初対象期間に対応する必要資金として、4億円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

当初対象期間経過後、当社は対象期間ごとに、4億円を上限として本信託に追加拠出いたします。ただし、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式相当額（直前までの対象期間に関する

累計ポイント（下記（3）において定義する。）に相当する当社株式を除いた当社株式について帳簿価格をもって換算した額。）および金銭と追加拠出される金銭の合計額は、4億円を上限とします。

（2）当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、取引所市場を通じてまたは当社が処分する自己株式を引き受ける方法により実施いたします。

ご参考として、2019年3月29日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に対応する必要資金の上限額である4億円で取得する株式数は最大で231,400株となります。

（3）取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、事業年度ごとに、役員株式給付規程にもとづき役位に応じて定まるポイント（以下「役位固定ポイント」という。）および業績に応じて変動するポイント（以下「業績連動ポイント」という。）を付与します。取締役に対し各事業年度に付与される業績連動ポイントは、対象期間終了時の業績を踏まえ確定されます（以下、役位固定ポイントと確定後の業績連動ポイントの累計を「累計ポイント」という。）。

なお、取締役に対する累計ポイントは、下記（4）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合、合理的な調整を行う。）。

（4）当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は累計ポイントに応じた数の当社株式等について、本信託から給付を受けます。

<株主（89名）からのご提案（第7号議案から第9号議案まで）>

第7号議案

定款一部変更の件（1）

◆提案の内容

第32条（取締役の責任免除）第1項を以下のとおり変更する。

<変更前>

（取締役の責任免除）

第32条 本公司は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

<変更後>

（取締役の責任免除）

第32条 本公司は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。ただし、社会的に批判が多い原子力発電に関する事項で任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任については除く。

◆提案の理由

福島原発事故を起こした東京電力の当時の取締役3名が被告となり、事故の責任をめぐって株主代表訴訟と刑事裁判が争われている。震災前から設計を越える津波が福島原発に到来する可能性があることが国の機関や専門家からも指摘され、3年前には社内でも対策工事を行う話が進んでいたにも関わらず、裁判の中で元取締役らは「想定を超えた津波だった」「部下に任せていて知らなかった」「権限がない」等と明らかに虚偽の証言をし、責任逃れに終始した。彼らが通常の安全感覚を持ち、やるべき任務を怠っていなければ、これ程多くの被害も損害も出すことはなかったであろう。

本会社の原子力事業にも安全上、経営上のリスクがあることは株主として総会でも縷々説明してきた。それでも敢えて原子力事業を続ける判断をするのであれば、その責任を全うする覚悟がなければならない。脱原発議案に反対する取締役会の決議だけで責任を免除することは認められない。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、安全の確保と地域の信頼を最優先に、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

浜岡原子力発電所においては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでおり、原子力規制委員会が策定した新規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を着実に実施しております。今後も新規制基準への対応にとどまることなく、安全性をより一層高める取り組みを継続的に進めてまいります。

取締役の責任免除制度は、取締役が期待される役割を十分に果たすことを可能とするために導入された会社法上の制度であります。当社では、第78期定時株主総会において、株主のみなさまの承認を得て本条の規定を新設しており、その内容は適切かつ妥当なものと考えております。

したがいまして、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（2）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第7章 脱原子力発電

第45条 本会社は、再稼動の見込みのない浜岡原子力発電所を廃止し、他社の原子力発電に関する出資、債務保証を中止する。

◆提案の理由

浜岡原発は申請から5年を費やしても新規規制基準の審査に合格する見込みが立たない。約4千億円の対策工事を実施してきたにも関わらず、南海トラフ巨大地震での津波想定については、原子力規制委員からも更に厳しい条件設定を求められ、再び防波壁の嵩上げを検討せざるをえなくなった。

そもそも浜岡原発は、直下地震での上下方向の揺れの想定が甘すぎ、耐震性に懸念がある。

たとえ審査に通っても、地元住民の反対は根強く、再稼動できる見込みは薄い。

一方、本会社は日本原電と北陸電力に対して、発電できない原発の維持費を毎年数百億円も支払い続けている。

発電もせず維持費・工事費が嵩む原発は、会社の経営にとって重荷でしかない。

浜岡原発の廃炉を発表すれば株価は上がる。それを日立が実証した。日立の株価は昨年末2,800円だったが、英国の原発から撤退を発表して一時は3,500円、3月も3,100円と1割以上も高い。

故に原発からは撤退すべきである。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、安全の確保と地域の信頼を最優先に、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

浜岡原子力発電所においては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでおり、原子力規制委員会が策定した新規規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を着実に実施しております。今後も新規規制基準への対応にとどまることなく、安全性をより一層高める取り組みを継続的に進めてまいります。

また、他社の原子力電源についても自社電源と同等の扱いをしていることなどから、必要な出資および債務保証を実施しております。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

第9号議案

定款一部変更の件（3）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第8章 使用済み燃料及び高レベル放射性廃棄物

第46条 本会社は搬出先が確定していない使用済み燃料及び高レベル放射性廃棄物の排出を禁止する。

◆提案の理由

高速増殖炉「もんじゅ」は1兆円以上の費用をかけたが、ほとんど動かすことなく廃炉となった。六ヶ所再処理工場も完成予定が既に22年も遅れ、その間、当初7,600億円とされていた建設費は約3兆円に膨んでいる。

核燃料サイクルは実現性、経済性、合理性が無く既に破たんしている。

使用済み核燃料、特に使用済みMOX燃料は、たとえ中間貯蔵できても政治的、技術的問題等で再処理できず、行き場を失う可能性が大きい。

さらに、再処理した後に出る高レベル放射性廃棄物の処分場については目途さえ立たない状況である。

瑞浪超深地層研究所は処分のための研究施設であるが、地元首長の強い意志により2022年1月までに埋め戻しされることが決められた。研究所であってもその存在が、住民にとっては不安に通じるからである。

数十万年もの間、隔離しなければならない猛毒な放射性物質を処理、処分の目途もなく排出するのは企業倫理に反する行為である。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、安全の確保と地域の信頼を最優先に、引き続き原子力を重要な電源として活用することが不可欠であります。さらに、エネルギー資源の有効利用や廃棄物減容の観点から、原子燃料サイクルを確立することが重要と考えております。

また、使用済MOX燃料は、使用済ウラン燃料と同様に安全に貯蔵することができ、その再処理についても国内外で実績があります。

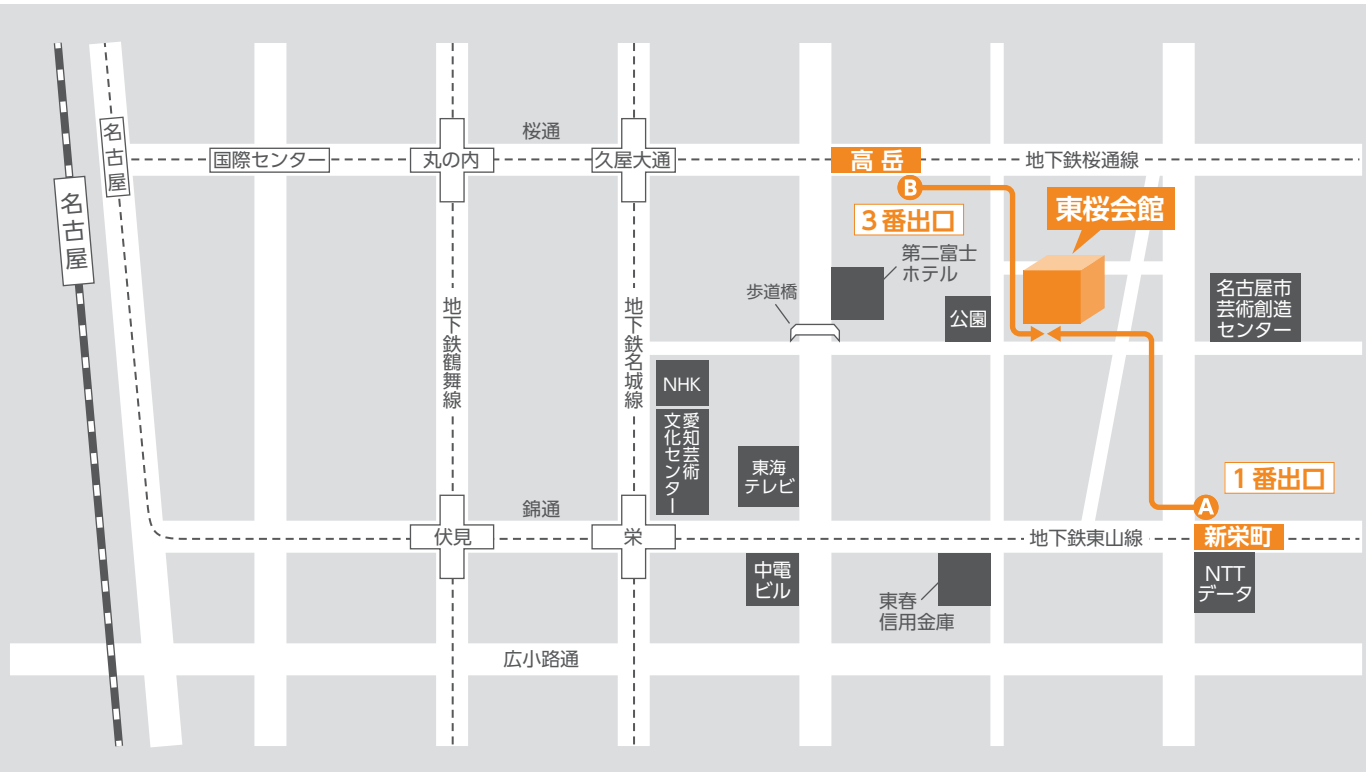
高レベル放射性廃棄物の最終処分につきましては、国と原子力発電環境整備機構が進めておりますが、当社としては廃棄物の発生責任者として国や同機構と連携しながら地域のみなさまとの対話活動を通じてご理解が深まるよう取り組んでまいります。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

以上

株主総会会場ご案内

場 所 名古屋市東区東桜二丁目 6 番30号
ひがしざくら
東桜会館



交通

A 地下鉄 東山線『新栄町駅』下車 1番出口から徒歩約5分

B 地下鉄 桜通線『高岳駅』下車 3番出口から徒歩約5分

※会場の駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関などをご利用願います。
(株主総会当日は、会場前面での乗降車もご遠慮願います。)



ユニバーサルデザイン (UD) の
考えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。